

令和5年第2回
利根町議会定例会会議録 第5号

令和5年6月9日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	山崎敬子君	7番	船川京子君
2番	本谷孝君	8番	井原正光君
3番	佐藤眞一君	9番	五十嵐辰雄君
4番	峯山典明君	10番	山崎誠一郎君
5番	石井公一郎君	11番	大越勇一君
6番	新井邦弘君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	佐々木喜章君
教 育 長	海老澤勤君
総 務 課 長	大越達也君
政 策 企 画 課 長	布袋哲朗君
財 政 課 長	蜂谷忠義君
防 災 危 機 管 理 課 長	亀谷英一君
税 務 課 長	鈴木壮君
住 民 課 長	永田幸夫君
福 祉 課 長	服部豊君
子 育 て 支 援 課 長	松永重生君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長	勝村健君
生 活 環 境 課 長	飯島弘君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長	松本浩睦君
農 業 政 策 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大越聖之君
建 設 課 長	大越正博君
ま ち 未 来 創 造 課 長	清水敬子君
会 計 課 長	本谷幸洋君
学 校 教 育 課 長	中村寛之君

生涯学習課長 弓削紀之君
指導課長 丹晴幸君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会議務局長 宮本正裕
書記 辰尾尚美
書記 齋藤リマ

1. 議事日程

議事日程第5号

令和5年6月9日（金曜日）

午前10時開議

- 日程第1 議案第39号 利根町都市計画審議会条例の一部を改正する条例
日程第2 議案第40号 令和5年度利根町一般会計補正予算(第1号)
日程第3 議案第41号 令和5年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第4 議員提出議案第1号 ICT化特別委員会設置について
日程第5 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第39号
日程第2 議案第40号
日程第3 議案第41号
日程第4 議員提出議案第1号
日程第5 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件

午前10時00分開議

○議長（大越勇一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載したとおりです。

日程に入る前に、議員各位に申し上げます。質疑は、議題となっている事件について疑義をたずために行うものです。よって、会議規則第54条の規定により、議題外にわたる

発言や議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また、同条第3項に、質疑は自己の意見を述べるできないと規定されておりますので、これらのルールを遵守するよう申し上げます。

それでは議事日程に入ります。

○議長（大越勇一君） 日程第1，議案第39号 利根町都市計画審議会条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告は2名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは、議案第39号 利根町都市計画審議会条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

まず、今回改正されます構成員の議会議員、3名としたものを1名とする。2名削ったわけですね。その代わり、関係行政機関、または茨城県の職員2名を入れるということですね。

そして、それは同じ人数、要するに議員を削って県職員等を入れるということなのでしょうけれども。

もう一つは、町民の参加、要するに町民の委員について何ら変わらないというようなことで、これはなぜなのか。要するに、みんなのまち基本条例から少し逸脱しているのではないかなというふうに思われますので、質疑をいたします。

○議長（大越勇一君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

1点目の都市計画審議会の組織で議員が入ることについての御質問でございますが、市町村都市計画審議会の組織については、国の都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令の第3条第1項で、市町村都市計画審議会を組織する委員は、学識経験者のあるもの及び市町村の議会の議員につき市町村長が任命するものとなっておりますので、この規定に基づきまして任命させていただいております。

2点目の関係行政機関と県職員についての御質問でございますが、国の都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令の第3条第2項で、市町村長は関係行政機関もしくは都道府県の職員、または当該市町村の住民のうちから市町村都市計画審議会を組織する委員を任命することができるとなっておりますので、この規定に基づきまして、茨城県の竜ヶ崎工事事務所の所長さんと取手警察署の署長さんをお願いをしたいと考えております。

3点目の町民の参加が少ないことについてでございますが、都市計画の決定や都市計画マスタープラン策定見直しに際しましては、広く町民の方々から意見を募るために都市計

画法に基づきます公聴会や地元説明会を開催し、またパブリックコメントも実施いたします。これらを通じていただいた御意見を踏まえて、町都市計画審議会条例で定めております町民の定数3名の方々に、町民を代表して審議におきまして御意見をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今、説明があったわけですが、そもそも都市計画審議会というのは利根町の都市計画に関することを決めていくということなので、利根町の町民自体が、町民全員が参加しながら、全員というのは無理でしょうけれども、町民の皆さんの意見を聞きながら、こぞって、まちづくりを考えていくというのが基本かと思うので、県職等を入れるということについては何ら異議ありませんけれども、もし、この都市計画の変更と本庁が提言する意見、県に上げる場合に、その中に県職員が入っていたのでは、町の本来の意見ではない、考えではないというふうに思われますので、今回質疑をいたしました。説明はそれで結構です。

○議長（大越勇一君） 次に、4番峯山典明議員。

○4番（峯山典明君） 4番峯山典明です。それでは通告書に従い質疑させていただきます。

議案第39号 利根町都市計画審議会条例の一部を改正する条例について、簡潔に三つ質疑させていただきます。

まず一つ目が、提案理由に専門的な知識を有した行政職員から広域的な観点で意見を聴取するためとあるが、専門的な知識とは具体的にどのような知識なのか。

二つ目に、議員の定数を削減した理由。

三つ目に、町民代表者を公募することを検討されたかどうか。

以上、三つです。

○議長（大越勇一君） 峯山典明議員の質疑に対する答弁を求めます。

清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） それでは、峯山議員の御質疑にお答えいたします。

1点目の提案理由に専門的な知識を有した行政職員から広域的な観点で意見を聴取するためとあるが、専門的な知識とは具体的にどのような知識なのかの御質疑でございますが、井原議員の御質疑でもお答えしましたとおり、茨城県の竜ヶ崎工事事務所の所長さんと取手警察署の署長さんをお願いしたいと考えております。

任命の理由といたしましては、茨城県の竜ヶ崎工事事務所さんは、当町を含め県南地域の旧市町村を管轄する茨城県土木部の出先機関でございまして、当該地域の土木事業を熟知している機関でございます。また、取手警察署さんにつきましては、安全・安心な都市づくりが求められている中で、町民が安心して住み続けられる良好な環境づくりが必要で

あることから、主に防犯、交通、防災の分野で御意見を賜りたく、任命させていただきたいと考えております。

2点目の議員の定数を削減した理由についての御質疑ですが、都市計画決定など都市計画審議会へ諮問する案件につきましては、審議会を開催する前に、事前に議員の皆様方全員に御説明をする場を設け、御意見を賜り、案件の内容に反映させていただきたいと考えております。その後、審議会におきまして1名の議員に議会を代表して御意見をいただき、条例改正の提案理由にもございますとおり、広域的な観点で、かつ、より多くの分野の専門の方に御出席いただき、御審議をお願いしたいと考えております。

3点目でございますが、町民代表を公募することを検討されたらどうかでございますが、既に、町民の代表の方に関しましては、公募で選任させていただいております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） それでは2回目の質疑をさせていただきます。

先ほど井原議員の質疑の答弁にございましたパブリックコメント、そして住民説明会、こちらは、回数などは今現在決まっているのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） 現在、都市計画審議会に議案のほうで諮問ございませんので、現在のところ、改正等に関しては未定でございます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） それでは最後の質疑をさせていただきます。

こちら、公募をされているということですが、今現在、町民代表者何名になりますか。

○議長（大越勇一君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） 定数3名のところ、現在2名の町民の方に参加いただいております。1名の方、転出されてしまいましたので、1名欠員が生じているような状況でございます。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

井原正光議員。

〔8番井原正光君登壇〕

○8番（井原正光君） 井原でございます。議案第39号 利根町都市計画審議会条例の一部を改正する条例に対し、反対討論をいたします。

今回の改正の審議会委員の構成で、議員を3名から2名を減らして1名です。この件に関しては、私の考えは以前からこの場で申し上げておりますとおりに、町行政の審議会等

に関する委員会には議員は参加しないほうが良いということで、私、申し上げているところでございます。

つまり、議会は、行政における審議には関与しないほうが良いということでございます。関与はしないのですけれども、そこで、その審議会等でまとまった案件等については、当然、その議会にその案を提案していただいて、議会の中で審議して決めていくということになりますので、審議会に議員がいる、参加する、それでまとまったものをまた本会議で審議すると、二重に審議のようにもなるわけですね。当然、これは基本的なことですけれども、行政と議会は全く切り離れた、別物であるということでございます。議会に提案された案件が議会で審議に付する前に、議員が執行部側において審議していたのではおかしいのではないかとというのが、私の考えです。

今回、3人から2人減らしたということについては少しは理解をいたしますけれども、どうせであればすっきりして、全員これをなくしてほしかったなというふうに思います。

もう1点は、議員を減らした代わりに関係機関、または県職員2名等を、その審議会に所属するという。今、担当課長から詳しくその理由について御説明ございましたけれども、到底理解できるものではございません。審議会に諮問することの内容は、利根町が定める都市計画に関すること全般ですね。つまり、利根町の健全な発展と秩序ある整備を図るため、利根町町民自身が知恵を出し合って、目標とするまちづくりを進める。その審議会だと、私は理解しております。

そのために、この審議会の内容ではどういうことが審議されるのか、予想されるのかといいますと、つまり、土地利用、用途区域ですね。この用途区域を定めることによって、利根町がどういう形で発展していくか、どの地域がどういう形で、何と言いますか、地区計画なども話が出ておりますように、その計画を定めるということ。これは町自体、町民自体で、町の将来の目標に向かって計画を定めるということだと、私は理解しております。また、都市施設等につきましても、道路公園、下水道など、これを計画するわけなんですけれども、これもやはり利根町民の利便性、あるいは生活環境の向上を目的として、これを計画、定めるわけですから、別に、土木、警察にこれを頼らなくても、町自身、町民が、その将来に向かって計画を定めていけばいいというふうに私は考えております。

町を適正に発展させるその方法、手段、それを町民皆さんで考えていきたいと思いますというのが、私は、この審議会のあるべき姿なのではないだろうかというふうに思っております。それで町の将来あるべき姿を県職員等が議論して、要するに審議してこの件を県に出す場合もあるわけですから、答申することにもなるんですよね。県職員が町に答申するというのは、審議会を通じてですが、何かちょっと私は理解できない面があるんですね。ですから、町の都市計画というのは、町のこと、利根町の自治体のことですから、町民こぞって皆さんで、その方向性を決めたらいいというふうに私は思っております。

それからもう1点は、利根町みんなのまち基本条例、この4月1日から施行されました

自治基本条例でございますけれども、この基本的な考え方、この中では町の基本的な考え方や町政運営の基本から、その条例にちょっと逸脱しているのではないのかなというふうに私は考えております。

つまり、もう一度よく考えてみますと、このまちづくり基本条例の基本理念というのは、町民参加を基本とした町政運営はしていくと、そして、町民と情報共有を図って町と町民と信頼関係の構築を図っていくというのが、この基本理念であります。さらに、そのまちづくりの基本的な考え方や町政運営の基本的なルールを定めたものでございまして、先ほど言いましたように、既にもう執行されておりますから、今後のこの条例と町の行政機関で管理している審議会あるいは委員会等は、全てこの基本条例に基づいて町民の参加の部分については改正していく必要があるというふうに私は認識をしておるところでございます。

そして、町民一人一人がまちづくりの主体であるということ認識させると同時に、やはり行政もそういうことを前提に町民の参加を促していくのが、この基本条例の趣旨だというふうに思っております。その中で、協働によるまちづくりの推進を図るということ掲げていきます。このことを、町長が替わっても、我々議員が選挙で替わっても、将来の利根町というまちづくりの取組、その姿勢は常に変わりはない、町民次第であるということとあります。そういうことも明記してあります。

今回の改正ではこのように、町の憲法とも言われるまちづくり基本条例から逸脱している、脱法行為であるというふうに私は理解しておりますので、町民の参加を求める、大いに町民の参加を求めるように改正すべきであるというふうに考えますので、この議案第39号には反対をいたします。

以上であります。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

6番新井邦弘議員。

〔6番新井邦弘君登壇〕

○6番（新井邦弘君） 私は、議案第39号に、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど井原議員が申し上げたとおり、議員が市民のところに話を差し挟むべきではない、1人も要らないのではないかとというような意見もありました。これに対しては、私も全く同感であります。

自分も今から5年前、佐々木町長が就任してから1年目のときに、この質問をさせていただきました。議員が審議会のメンバーであると、その議員の意見が、かなりほかの町民、ましてほかのいろいろな委員に対して圧力がかかってくるのではないかと。議員というのは、本当はそれを全部上がってきた時点で、こういった議会の中で、これは賛成だ、反対だということが一番思わしいのではないかとというような質問をさせていただきました。

そのときに町長は私に対して、では新井君、結構メンバー入っているねと言われました

けれども、それは議員ではなくて商工会長で入っていたのでそのときはそういう答弁したのですけれども、何が言いたいかという、議員は、本当に町民のために常日頃から頑張っているいろいろな問題を考えながら、利根町のために頑張っていると思います。その議員が、こういうふうにしたらいいのではないのという意見が審議会で出ると、結構力があるんですよ、議員の意見というのは。それをなくすために、先ほど井原議員も言いましたけれども、そういったのをなくして、議会で一緒にもんだ方がいいのではないかということ、すぐわかります。

なので、今回、3名から1名にするという、その議案第39号の意見は本当に正しい言葉だと。本当にさっき言った、井原議員が言ったように、1名も要らなくて、議員はゼロでもいいのかなとそういう考えはありますけれども、取りあえずは1名にして、それでもって、先ほど認識ある方が2人、議員の替わりに入ることなので、それを見てからでも、我々は判断してもいいのかなと思いますので、今回この議案第39号の案には、私は賛成いたします。よろしくをお願いします。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

4番 峯山典明議員。

〔4番 峯山典明君登壇〕

○4番（峯山典明君） 4番 峯山典明です。私は、議案第39号 利根町都市計画審議会条例の一部を改正する条例に対し、反対の立場で述べさせていただきます。先ほど井原議員から反対討論ございましたが、違った角度から討論させていただきます。

議員は、町民の代弁者です。議会議員は、利根町に暮らす方々の声、訴えを行政に反映させる役目があり、議員一人一人の責務は、議会の議員定数が12名から11名へと削減する前よりも大きくなっております。先ほど清水課長の答弁で、議会向けに説明会、意見交換会の場を設けるといってお話ございました。しかし、審議会という何かを決定する場と説明会、意見交換会では、その立場、存在というものが変わってきますので、私は審議会に議員は必要だと考えております。

また、先ほど井原議員がおっしゃったように、議員の人数、定数を削減するのであれば、その替わりとなる人材は、公募された町民の代表者がふさわしいと考えます。議員の定数を削減するのであれば、その替わりは町民の代表者ということですので、行政職員ではなく、プラス2名、公募町民から公募されることが望ましいと考えます。

以上のことから、議案第39号 利根町都市計画審議会条例の一部を改正する条例に反対いたします。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

10番 山崎誠一郎議員。

〔10番 山崎誠一郎君登壇〕

○10番（山崎誠一郎） 山崎でございます。この議案第39号について、私は賛成の討論

をさせていただきます。

実を言いますと、前回、私、新人議員になりまして、この3名のメンバーに私も入っておりました。あとは有識者の方、コンサルの方、いろいろいらっしゃいましたが、その中で議員として発言を、議員の立場として、メンバーとして発言をさせてもらいましたが、別に私の意見が重きを置いたとは、私はその場では理解をしておりませんでした。いろいろな意見を言いつつ、いろいろな、議員の立場としてではなくて、どちらが重きを置いたかという、議員としての立場で発言をさせていただきました。で、その他の議員以外のメンバーの皆さんもいろいろな意見を言って、いろいろな話合いをさせてもらったと思いますが、自治基本条例、確かにありまして、憲法もあります。しかしながら、町、行政、議会、町民、いろいろな方の意見を述べさせて、それを発言して、それでよい方向に向かっていけば、それこそ一丸となって、一体となってという趣旨に反することはないのかなと私は理解しております。

今回、県のほうからも2名ということで、いろいろな意見、県としての立場というのもお聞きするいい機会にもなるのかなと、そういったことで、私はよりよい議論が深まるのではないのかなと、期待をしているところでございます。いずれにしても、自治基本条例、せっかくいいものができたので、いろいろな意見、ただ多様な意見がありますので、議員も1人ぐらい入っていてもいいのかなと、町民も、皆さんも、行政の皆さんも、なおかつ県の皆さんもそういった意見を発言されて、よい方向にまとめていくか、ひょっとしたらまとまらないか、そういったことを含めて進んでいくのが、より深まった議論の結果になるのではないかなと思っておりますので、私は賛成といたします。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

7番船川京子議員。

〔7番船川京子君登壇〕

○7番（船川京子君） 私は、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、法にのっとり適正に委員を選出、任命されていると理解をいたしました。また、提案理由に、専門的な知識を有した行政職員から広域的な観点で意見を聴取するため、そのために望ましい条例改正と判断をいたしましたので、賛成します。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第39号 利根町都市計画審議会条例の一部を改正する条例を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第2，議案第40号 令和5年度利根町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑通告は2名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 井原です。質疑をいたします。

まず、総務費の中の一般管理費，特別職員報酬増額分の返還請求訴訟ということで、18万円上がっております。これについて御説明ください。

それから、地域振興費55万円計上しております。大相撲の協力金35万円。これは、龍ヶ崎でやるということで関係市町村が協力し合って協賛金を出すということなのでしょうけれども、この負担割合と、あるいはまだ利根町の町民が見に行くという、観覧するというときに、その枠というものは設けてあるのかどうか。ただお金を出しっ放しで、大変広い範囲からの応募なので、せっかくお金出しても外れてしまって全然席がないというのでは困るので、そこ、枠があるのかということ、それをお聞きしたい。

それから、15万円と5万円、要するに、日本ウェルネススポーツ大学と日本グローバルビジネス専門学校、この金額の差はどういうところからこういう金額の差が生じたのか、それをお聞かせください。

次に、民生費の中で、今回多額の返還金が生じております。2,021万7,000円ですか。住民税非課税世帯、あるいは電力・ガス・食料価格等の高騰分、これ、せっかく予算組んだのに、なぜその返還金が生じたのかですね。それで今回、また補正でもって増額されている。これはどういうあれなのかと、理解できないのですよね。金額そのものよりも、それがなぜ返還したり、またもらってすぐに支給したりするのか、その辺のことについて御説明ください。

それから、衛生費、廃棄物減量等推進審議会の報酬が新たに計上されました。この中で、減量等に対する基本計画の改正を行うための、審議会の報酬を計上したというような説明かと思えます。この基本計画の改正の主なものはどういうものか、お聞かせいただきたいと思えます。

それから、教育費の中の小中学校で、生徒の学びの補償のための必要な消耗品等々135万円、両方同じ金額が上がっているんですけども、この消耗品等々、備品等の内容と、児童生徒数が少ない、多い、その数に応じて計算してあるのではなく、一定の金額で計上したのはなぜなのか、その辺についてお聞きしたいと思えます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

大越総務課長。

○総務課長（大越達也君） それでは、井原議員の質疑にお答えさせていただきます。

目一般管理費の中の今回補正額18万円の内訳でございますが、訴訟に係る弁護士の日当、実費交通費4日分の費用の計上でございます。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

○総務課長（大越達也君） 今回の18万円の内訳ということなので、日当、それから水戸の裁判所まで行っていただいておりますので、そちらの実費交通費4日分の補正の計上でございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではまず、大相撲龍ヶ崎場所市町村協賛金について御説明いたします。

こちらにつきましては、県内の近隣市町村、負担割合というのはございませんので、基本的に共通の部分として30万円、またはブースを出店ということで5万円ということで、35万円を協賛金として、こちらのほうで計上させていただいております。また、大相撲のほうも、その観覧席の枠があるかということでございますけれども、まず募集に関しまして、協賛をしている市町村に関しましては早めにこの募集のチラシをいただきまして、全町民のほうに配布をして、早めに購入することができるような体制となっております。

続きまして、コロナ交付金のほうも日本ウェルネススポーツ大学と日本グローバルビジネス専門学校の支援金のほうでございますけれども、こちらのほうにつきましては、生徒数及び施設の大きさに応じまして、昨年度は日本ウェルネススポーツ大学のほうに30万円、日本グローバルビジネス専門学校のほうに10万円ということで支出をしてございますけれども、今回はその半分ということで15万円と5万円、こちらのほうを計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 服部福祉課長。

○福祉課長（服部 豊君） まず、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業補助金返還金ですが、こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活、暮らしの支援が受けられるよう、国の全額補助事業として、令和3年度から令和4年度にかけて、住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり10万円を給付しました。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金におきまして、事業が完了し、実績額が確定しましたので、国からの概算払いとして受け入れていた補助金を精

算し、返還するものでございます。

返還額の詳細ですが、事業費において概算払いとして、1,814世帯分1億8,140万円を国より補助金を交付されておりましたが、給付実績が1,704世帯だったことから、差引き110世帯分の1,100万円を返還するものです。また、事務費におきましても、当初414万7,000円を必要事務経費として見込みましたが、事務経費実績が379万3,208円となったため、差引き35万3,792円の返還が生じたもので、事業費と事務費の合計1,135万3,792円を返還するものです。

次に、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業補助金返還金ですが、こちらは、物価、賃金、生活総合対策として、電力・ガス・食品等の価格が高騰する中、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、国の全額補助事業として、令和4年度に1世帯当たり5万円を支給しました。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金におきまして事業が完了し、実績額が確定しましたので、こちらも国からの概算払いとして受け入れていた補助金を精算し、返還するものでございます。

返還額の詳細ですが、事業費において概算払いとして1,616世帯分を見込み、8,080万円を国より補助金交付されておりましたが、給付実績が1,447世帯だったことから、差引き169世帯分845万円を返還するものです。また、事務費におきましても、当初329万7,000円を必要事務経費として見込みましたが、郵送料や口座振込手数料の減に加え、支給事務員派遣委託やシステム改修の電算業務委託の契約差金が発生し、事務経費実績が288万4,143円であったことから、差引き額41万2,857円の返還が生じたもので、事業費と事務費の合計886万2,857円を返還するものです。

次に、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業は、令和5年度の事業でございまして、電力・ガス・食料品等の価格高騰が継続しておりますので、特に家計への影響が大きい令和5年度住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円を給付し支援するもので、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の低所得世帯支援枠を活用する事業です。

以上です。

○議長（大越勇一君） 飯島生活環境課長。

○生活環境課長（飯島 弘君） 今年度の廃棄物減量等推進審議会の審議内容でございますが、現在のごみ処理基本計画の策定期間でございますが、平成21年度から令和5年度までの15年間となっております。新たに策定する計画書は、令和6年度から令和20年度までの計画になります。

その、ごみ処理基本計画の内容ですけれども、計画策定の趣旨、利根町の状況、ごみ処理の現状と課題、ごみ処理の基本理念と基本方針、ごみ処理基本計画等について見直す予定でございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

13ページをお開き願います。

款9教育費，項2小学校費，目1学校管理費，学校保健特別対策事業135万円。

14ページをお開き願います。

節10需用費，消耗品費67万5,000円。節17備品購入費，学校等における感染症対策等備品67万5,000円。

項3中学校費につきましても、学校保健特別対策事業費補助金、文部科学省が実施する国庫補助金、補助率2分の1を活用し、感染症対策に必要な消耗品及び備品を購入するもので、国庫補助金、国庫補助上限額を予算計上しております。消耗品としては消毒液やシャボネット等、備品としましては教室における効果的な換気の実施に必要なものとして、サーキュレーターや空気清浄機の購入を予定しております。

ただし、消耗品につきましては、実際に新型コロナウイルス感染者が発生し、かつ、学校の在庫品がない場合のみにできるものであるため、最終的に感染者が発生しなかった場合、減額することになります。また、利根小学校、利根中学校で、1校当たりの児童数、生徒数301から500に該当しますので、こちらの上限額が67万5,000円になります。

以上です。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今、お聞きいたしましたけれども、全然、質疑というか、こちらの通告から逃げていますね、総務課長。全然、分からないです。

弁護士費用なんていうのは、そこに書いてある。何で弁護士を立ててやらなくてはならないのかという、その内容です。何ですか。特別職報酬増額分は、我々も含んだところの例の増額分、要するに町長、教育長等の大幅引上げに対するものなのかどうなのか、その辺もちゃんとはっきりおっしゃってください。そのためのこの特別な弁護士費用、これは町の弁護士ですか。それとも別の弁護士を頼むのかどうなのかも含めて、はっきりおっしゃってください。

それから、大相撲。これ、微妙だね。早目に広報というかチラシ出したから、各市町村それぞれ、龍ヶ崎は相当観覧者、見に来る人がいるでしょうけれども、ちょっと微妙な問題だけれども、何か市町村長が関係して、今盛り上げようとして賛助金出したんだから致し方ないにしても、何かこう、枠が何席かあればよかったかなというふうには私は思っています。次回というか、何年か後にはそういった細かい点も少し考えて、その分については、ではもう少し、賛助金出してもいいよということであれば、それはいいと思うので、その辺も考慮していただきたいなというふうに思います。

それから、民生費。いろいろ実績等、あるいは、何といたしますか、返還するというその意味が、金額が多いために、当初予定したその世帯というか、非課税世帯ですよ。それ

が何で全員給付できなかったのかなど。辞退したのかどうなのか、この辺ですよ。せつかく、物価等が上がって生活困窮している。そういう思いで、国は一生懸命政策としてやって、全国的に、自治体にお金をばら撒いているわけですから、その末端の自治体もよく把握した上でそれを申請し、的確にそういうものが世帯に行き渡るように、やはり配慮してもらいたい。この返還金、もったいないですよ。返還金が2,000万円あって、今度また5,000万円を持ってきて、同じような形で同じ世帯に配るのでしょうか。金額はちょっと違うかもしれませんが。

そういうことでちょっとおかしいなということで、最後にちょっと気になることは、服部課長、非課税世帯と低所得世帯というの、二つ分けたでしょう。言葉使ったでしょう。これ、どういう意味ですか。それ、ちょっと説明してください。私の聞き間違いかどうか分かりませんが、そういう言葉を何か今聞いたので、その意味、全然これは、私は違うと理解しているので、ひとつ説明してください。

それから、衛生費の廃棄物減量等推進審議会の報酬、基本計画5年で、令和5年で計画が切れる。ですから、来年度、次年度からも、その新しい計画をつくるための報酬を計上したということですよ。これだって、最初から分かっていたよね。何で補正で上げる必要があるのだろうか、こんな重要なことを。それが1点です。

そういうことが最近、何かこう、いろいろな文書の誤字と言いませんけれども、そういうところにあるのかなど、どうもそういう無駄があって、もう少し何か緊張感を持ってやってもらわないと困る。大変重要な計画なので、これは。十分、私も理解しているんですよ。

それでもう一つは、この中で、先ほども言ったように、この計画の中では、町の状況をこの計画の中に盛り込む、そういうふうに、飯島課長、言いましたよね。だから、町の状況を盛り込むのであれば、もう少し、この狭い小さな町けれども、布川と加納のほうと、あるいは大房のほうと、いろいろな状況が違うんだよね。ですから、そういう面も含めれば、やはり町民を多く入れる。先ほども、基本というか指摘しておきましたけれども、町の基本条例にのっとった中で、町民を多く参加させて、いろいろな意見を聞いて、この計画をつくるべきだというふうに私は思っていますので、お聞きしたいと思います。

教育関係については、いいでしょう。発生するか、しないか分からないときの消耗品等でしょうから。

以上、2回目の質問させていただきます。

○議長（大越勇一君）大越総務課長。

○総務課長（大越達也君） それでは、井原議員の御質疑にお答えさせていただきます。

今回の補正の元ですけれども、令和4年4月から特別職の報酬のほう引上げ案というものの議決をされまして、その年の4月から報酬のほう引き上げられております。その4月から12月までの分は違法ではないかということで訴えがございまして、それで町のほ

うに、本年5月12日金曜日に、第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書の催告状のほうが届いております。

それで、町のほうとしましては、町の顧問弁護士である高橋むつき弁護士に委託しております。着手金と1回目の日当、交通費、印紙等の雑費につきましては、予備費のほうで対応させていただいております。で、2回目が7月7日に、市民のほうを行われるわけですけれども、ちょっと回数的に何回くらい開くのか分からないので、今回、取りあえず4日分ということで補正予算で計上してございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 大相撲の件でございますけれども、共通プランの中には、2階のスタンド席、こちらのほうで10席程度、招待チケットのほうを頂く予定でございます。こちらにつきましては今、考えているのは、今度統合する小学校の児童を招待するような形で、抽せんになってしまいますけれども、そういう形で進めたいというふうに考えております。ただ、一般の席につきましては、先ほど言いましたとおり、先行のチラシのほうを販売していただけるということでございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 服部福祉課長。

○福祉課長（服部 豊君） 返還する世帯分のずれが生じたことの原因ですけれども、主な理由といたしましては、確認書の提出や申請後の確認作業において、別世帯に住む課税者、あくまでも給付金をもらえるときには非課税世帯というふうになっておりますので、そのときに別世帯に住む課税者の方に、対象世帯全員が扶養となっていることが判明したため給付対象外となる世帯があることから、対象見込数と給付実績数に差が出ているものでございます。

また、低所得者の定義としましては、厚生労働省によりますと、低所得者の定義は住民税非課税世帯としているということになっております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 飯島生活環境課長。

○生活環境課長（飯島 弘君） それではお答えいたします。

審議会のメンバー、一応15人のうち6人、町民を公募しております。文地区、文間地区、東文間地区、布川地区、それぞれから必ず1名は入っていただきたいと考えておりますので、そのような形でメンバーを選びたいと思います。

以上です。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 民生関係の服部課長ね。非課税世帯と低所得者世帯、これ、もう少し、今後、定義をはっきりさせておいたほうがいいのかないかなというふうに思うんですね。

非課税世帯というのは住民税非課税，これは分かるんだけども，低所得者世帯，これはもう金額をある程度明記しておかないと，1人の世帯は幾ら，夫婦の世帯は幾ら，あるいは子供がいた場合はどうのこうのというふうに定義づけしておかないと分からないので，この辺の定義づけも今後お願いして終わります。

○議長（大越勇一君） 次に，5番石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） 5番石井でございます。それでは，議案第40号について御質疑いたします。

款3の民生費，項1目1，節18の負・補・交5,112万円について，これ，非課税世帯に1世帯当たり3万円というようなことですけれども，説明では電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金というようなことですけれども，電気・ガス・食料品とこの3万円はどのような配分になっているのか，その辺説明してください。

○議長（大越勇一君） 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

服部福祉課長。

○福祉課長（服部 豊君） 先ほどの井原議員の質疑において答弁しましたとおり，事業の概要といたしましては，電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業は，電力・ガス・食料品等の物価高騰の影響を受けている，令和5年度住民税非課税世帯に対し，1世帯当たり3万円を支援するもので，国の交付金の名称である，電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の低所得世帯支援枠を活用するものでございます。

補正予算に計上しました給付金額は，国の指示により，令和3年度から令和4年度に給付しました住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付実績の1,704世帯分とし，給付金総額5,112万円を計上してございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 聞いているのは，3万円の電力・ガス・食料品で，ただ国から非課税世帯には3万円をやりなさいよと，今言っているのは，その3万円をやりなさいと言うから，電気・ガスでどのような配分をされて3万円になったのかと，それを聞いたかったんですよ。ただ国から3万円だから，3万円をその非課税世帯にやるんだというようなことだとすれば，それはそれでいいのですけれども，その内訳が分かったら教えてくださいと私は言っているんですよ。いかがですか。

○議長（大越勇一君） 服部福祉課長。

○福祉課長（服部 豊君） 石井議員御指摘のとおり，国のほうから，1世帯当たりの予算の目安は3万円ということで指示が来ておりますので，それで支給しております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） では，今説明で，目安だから4万円やったって，予算があれば

やってもいいということですね。どうですか。

○議長（大越勇一君） 服部福祉課長。

○福祉課長（服部 豊君） 国のほうの補助金申請におきましては、該当する非課税世帯に対する3万円のほうで、補助金申請ということで国のほうから指示が来ておりまして、その分に対しては補助はつきませんので、町の一般財源持ち出しということになってしまいますので、利根町としましては、国の指示の3万円で補助金申請、その分を全額、国補助で支給するという形を取っております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

8番井原正光議員。

〔8番井原正光君登壇〕

○8番（井原正光君） 井原正光です。私は、議案第40号 令和5年利根町一般会計補正予算（第1号）について、反対の討論をいたします。

今回の補正予算の内容を見ますと、食料品等の価格の高騰による影響を受けている住民税非課税世帯等への給付金、また、所得制限をなくして18歳までの生活支援金、それから保護者負担であります給食費を国庫補助金に置き換えるなどして、住民の生活に関わる重要な予算が組み込まれているということは認識をしております。

しかし、廃棄物減量等推進審議会報酬が計上されておりました。基本計画の改正をするという説明でございますが、審議会委員の構成、これが知識経験者3名、町内団体の代表者6名、町民6名、15名となっております。この中で、町民については、先ほど課長からも説明がございましたように、18歳以上を公募しております。今月23日に、これが締切りとなっております。大勢の公募があることを願っておるわけでございます。

そういうことで、みんなのまち基本条例を少しは意識した体制が取られているのかなというふうには思います。しかし、みんなのまち基本条例の趣旨からはまだまだほど遠いものと私は認識をしております。各地区の事情は、本当に異なるんですね。各地区から2名ずつというようなことで募集したというような御説明でございますけれども、もっともっと町民の枠を増やして意見を求めるということが、私は大切だと思います。田舎のほうでは大変、集積場所も遠い、これから高齢者などそこまで持ってくるのが非常に大変だということも含めて、やはり、町民の地域の皆さんの意見をより多く聞くためには、多くの町民の参加を、私は望むものでございます。

また、これから産業廃棄物減量等推進審議会、予算が、報酬が計上されたわけございまして、令和6年から令和20年までということで、大変、大事な基本計画を策定するというような重要な会議でございます。このような会議を、なぜその当初予算に組まなかった

のか、なぜ今頃になって補正でもって思い出したように組むのか、私はそういうことが理解できないんですね。これまでも非常に、いろいろな文書等、あるいは通知等、大変誤謬が多い。こういうことで、私は注意喚起をいたしたいと思います。

その意味で、令和5年利根町一般会計補正予算（第1号）について、反対の討論といたします。

以上です。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

4番峯山典明議員。

〔4番峯山典明君登壇〕

○4番（峯山典明君） 4番峯山典明です。私は、議案第40号 令和5年度利根町一般会計補正予算（第1号）に、賛成の立場で述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、今年度分の学校給食費の無償化や交通事業者への支援、大学、専門学校への支援、そして社会福祉施設への支援、低所得者への子育て世帯への支援、所得制限を設けない子育て世帯への支援、民間保育所、認定保育園、事業所内保育所などへの支援、医療機関への支援、学校の感染症対策費などが組み込まれていることを評価いたします。

しかし、これらに該当しない方たちへの支援は、十分ではありません。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減ってしまい、生活が苦しい。または、以前のような生活が送れていないという方は、まだまだ大勢いらっしゃいます。

新型コロナウイルス感染症は、まだまだ私たちの生活に影響を及ぼしています。今年度に限らず、今後改めて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が利根町に交付される際には無作為ではなく、極力、全世帯アンケートを取ったり、もっと多くの方たちとお話できる、対話できる場として意見交換会を開催するなど、交付金の使途について、いろいろと検討していただきたいです。

今後の利根町の新型コロナウイルス感染症対応への期待を込めて、議案第40号 令和5年度利根町一般会計補正予算（第1号）に賛成いたします。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第40号 令和5年度利根町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。再開を11時15分とします。

午前11時06分休憩

午前11時15分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第3，議案第41号 令和5年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑通告議員は3名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） この質疑については、私のほかにも質疑者がおりますので、私は降ろさせていただきます。

○議長（大越勇一君） 次に、7番船川京子議員。

○7番（船川京子君） それでは、議案第41号の質疑をさせていただきます。

利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号），工事請負費旧診療所跡地地中埋設物撤去工事1,523万円について質疑をさせていただきます。

地中埋設物に対する責任は、町にあるのでしょうか。背景には、国の法改正も関わりがあると考えますが、国の対応等は何もないのでしょうか。

また、撤去作業進行中に見えてきた新たな事実により予算変更されたと理解をしておりますが、この先、再び加算される可能性はないのでしょうか。

また、工事完了予定はいつ頃になるのでしょうか。

以上、質疑させていただきます。

○議長（大越勇一君） 船川京子議員の質疑に対する答弁を求めます。

松本保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） それでは、船川議員の御質疑にお答えいたします。

まず最初に、今回の工事は全て町で負担すべきなのかの御質問ですが、改めて経緯から御説明させていただきますと、今回の跡地は、昭和26年から昭和48年まで立崎地内の個人所有の土地で町が借用して、診療所を開設していた土地になります。現在は、建物も取り壊され更地の状態となり、個人の所有となっております。

一昨年になりますが、所有者の方から、診療所時代の廃棄物と思われるものが出土したとの御連絡がございました。そこで現場に行き確認をしたところ、明らかに診療所時代に使用された薬品の瓶や注射器のプラスチック等が広範囲に埋められていましたので、町が処理するべきであることから、町負担で実施するため、予算計上したものでございます。

次に、処理の費用に国や県の補助がないのかという御質疑ですがけれども、現在においても廃棄物の処分につきましては全て事業者が負担しておりますので、補助的なものはないのかと思われまます。

次に、今後、工事費用について追加とかはないかという御質疑ですがけれども、今回の工事は埋設物の撤去となりますので、掘ってみないと分からない状態が現状でございます。想定以上の深さより埋設物が出土された際には追加費用がかかりますので、改めて予算を計上し、審議していただくこととなります。

工事期間につきましては、この後、補正予算が可決された後に入札をさせていただいて、工事期間のほうは一応、2か月の形で契約を結ばせていただきたいと思いますので、今年中には工事が完了する予定になっております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 今、掘ってみないと分からないという、そういったちょっと不透明な部分があるかと思うのですけれども、つまりある意味、エンドレスで続いていく可能性もある、そんな理解の仕方ではよろしいのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 松本保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） 一応、所有者の方と打合せさせていただいて、今回、あくまでも埋設物が掘られていた所に関しては、深さ50センチの工事で、そのほか、その敷地の中央部分は実際建物が建っていたので、そこには埋められていないのはほぼ確定ですがけれども、ただ、年月がたっていって、埋められていたのが散らばって、幾つか見えられるので、その部分に関しては、20センチの廃棄物をやらせていただきます。

ただ、その一番深いところ、埋設物があった部分に関しては50センチですがけれども、その部分に関しては見えている部分なので、そこはもう全て撤去しようと思っておりますので、50センチ以上深くなる場合もありますけれども、そこはしっかりと掘らせていただいて全部除去させていただくことになると思っておりますので、そこで恐らく工事は終了になると思っております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 工事という作業の終了は、最初の質疑で伺ったので理解したんですけども、2回目に伺いたかったのは、要するにこの問題が町と個人の所有者との間で完結をする、そういった道を探ることはできないのですかとお尋ねしています。

○議長（大越勇一君） 松本保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） お答えさせていただきます。

先日、所有者さんとの打合せのときに、最終的には何か文書を残したいと思っております。

以上になります。

○議長（大越勇一君） 次に、2番本谷 孝議員。

○2番（本谷 孝君） 内容は同じなので割愛しまして、質問のほうで念のため確認ですけども、やはり国保、いわゆる公的な診療所の意味合いかとは思いますが。ただ、この行為ですね。当時、診療所が開設している間だとは思いますが。そういったものを埋めた行為ですよね。これは許しがたい行為だと思います。

ですから、それを私たち町民、ほとんどの町民が納得できるかなという、私をはじめ知人、友人が聞いたときに、それを何でみんなの血税で負担しなくてはいけないのかと、こういうふうに思う方は……。

○議長（大越勇一君） 本谷議員に申し上げます。ただいまの質疑は議題以外ですので、注意します。本来の質疑に戻ってください。

○2番（本谷 孝君） その辺の考え方でいきますと、その当時の、埋めた方のところへの負担を求めるべきではないのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 本谷 孝議員の質疑に対する答弁を求めます。

松本保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） それでは、本谷議員の御質疑にお答えします。

先ほども申し上げたとおり、昭和26年から昭和48年、70年から50年ぐらい前のお話になるので、憶測みたいな形になるのですが、実際、廃棄物の処理の法律が決まったのが、ごみの処理の、廃棄物処理及び清掃に関する法律という法律が昭和45年にできています。それ以前に関しては、自分の家とかで燃えないごみとかを埋めているという状態が、多分あったかとは思われます。

ただし、本谷議員がおっしゃっているとおり、借りている土地に埋めているということ自体は、ちょっと問題かと思えます。ただ、そこがあくまでも今回、町の施設である診療所が埋めていたものに当たりますので、町のほうで負担をさせていただくことになります。

以上です。

○議長（大越勇一君） 本谷議員。

○2番（本谷 孝君） 確かに、かなり昔の話ということで突き止めるのは難しいですし、不可能でしょう。ただ、やはり今、その法的なところからいくと、昭和45年から昭和48年、この3年間もありますから、可能性としては、その間に埋められている可能性もあるというのは否定できないと思いますので、この件はもっともっと、今回のみんなのまち基本条例もございまして、町民にもしかるべきお考えを伺いながら、慎重に対処すべきだと思います。いかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 質問になってないですよ。それは、本谷議員の私的な考えなので、質問にしてください。質疑に。

○2番（本谷 孝君） 今、申し上げたところはこういうことです。

こういった案件につきましては慎重に対処すべきだと思いますし、土地の所有者、それから、土地の所有者とはいえ、借りている所への対処の仕方について、こういう処理をするということ、町民の皆さんに了解を得るというお考えはありますでしょうか。

○議長（大越勇一君） 松本保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） お答えさせていただきます。

そこまでは今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

議案第41号 令和5年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第4、議員提出議案第1号 ICT化特別委員会設置についてを議題とします。

提出議案の趣旨説明を求めます。

提出者、10番山崎誠一郎議員。

〔10番山崎誠一郎君登壇〕

○10番（山崎誠一郎君） ICT化検討特別委員会の設置の提案者の山崎誠一郎でございます。

ICT化分野の技術進歩は非常に目覚ましく、社会構造自体が近年大きく変わろうとしております。おおよそでございますが、ここ10年で、コンピューターの処理能力は10倍以上、メモリー容量100倍以上、通信速度も50倍以上となっております。こうして各能力が進歩すれば、当然、教育・農業・交通・観光・医療・福祉・環境・議会等の社会に与える影響は大きくなります。

そして、設置の目的でございますが、行政及び自治体DXへの対応、また、国におけるSociety 5.0の推進やデジタル庁が設置されたことにより、地方においてもスマートシティ宣言をするなど、各方面において情報通信技術の活用に向けた動きが加速して

おります。

このような中、利根町議会としても社会の変化に対応した議会運営のさらなる効率化と社会活動の一層の充実を図り、また、ICTの幅広い分野での活用の推進を調査検討するため、3年前に発足したICT化特別委員会を、本定例会において引き続き設置したいと考え、提案するものでございます。

なお、委員の数でございますが、議会一丸となり取り組むこととし、スムーズな委員会運営を図るため、議長を除く全員の10名といたしたいと思っております。

以上であります。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま、趣旨説明のありましたICT化特別委員会の設置については、議長を除く議員全員が賛成者となっておりますので、質疑及び討論を省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認めます。

次に、採決ですが、本案については議員全員による提案ですので、簡易表決により採決します。

お諮りいたします。

議員提出議案第1号 ICT化特別委員会の設置については、提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認めます。したがって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

特別委員の選任については、委員会条例第6条2項の規定により、議長を除く全議員を指名したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認めます。よって、特別委員は議長を除く全議員を選任することに決定しました。

これより正副委員長の互選を行いますので、議員は全員協議会室にお集まりください。

暫時休憩いたします。正副議長が決定次第、会議を再開いたします。

午前11時31分休憩

午前11時39分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に、ICT化特別委員会において正副委員長が互選されました。議長にその結果の報告がありましたので、報告いたします。

ICT化特別委員会委員長山崎誠一郎議員，副委員長船川京子議員，以上のとおりです。ここで、委員長の挨拶をお願いいたします。

ICT化特別委員会山崎誠一郎委員長。

〔ICT化特別委員長山崎誠一郎君登壇〕

○ICT化特別委員長（山崎誠一郎君） ICT化特別委員会委員長に就任しました山崎誠一郎でございます。

船川京子副委員長をはじめ委員の皆様のお力添えをいただき、ICT化特別委員会委員長として、急速に発展するICT化の波に利根町議会が後れを取ることのないよう、微力ではございますが、全力で皆様の協力をいただき、活発な委員会とさせていただくつもりでございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（大越勇一君） 挨拶が終わりました。

○議長（大越勇一君） 日程第5，常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件を議題とします。

各委員長から所管・所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した所管・所掌事務の調査事項について閉会中の継続調査の申出がありました。

各委員長からの申出のとおり，閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め，そのように決定しました。

○議長（大越勇一君） 最後に，町長から発言を求められておりますので，これを許します。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 令和5年第2回定例会の閉会に当たりまして，挨拶を申し上げます。

6月2日から本日まで，通算8日間にわたり行われました今定例会も，ここに全日程を終了し，閉会を迎えることとなりました。議員の皆様方には，慎重なる御審議をいただきました結果，御提案申し上げました案件，全て原案のとおり可決並びに御承認をいただきましたことに，心より厚く御礼を申し上げます。

また，本定例会で行われてきました一般質問や議案審議の過程において，議員の皆様からいただきました様々な御意見や御提案につきましては，真摯に受け止め，今後の町政に生かしてまいりたいと考えております。

先日の台風2号や梅雨前線の影響による記録的大雨の対応のため設置した利根町災害対策本部は、6日午前9時をもって解散しましたが、この先も雨の予報が続いており、大雨となる恐れもあります。状況に応じ、必要な体制を取りながら、迅速かつ適切に対応してまいりたいと考えております。

重ねてになりますが、梅雨に入り、台風の発生が本格化する季節を迎えます。町といたしましても、自然災害へ備え、万全の体制を整えるとともに、適時、的確な判断に努めてまいります。

議員の皆様には、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会に当たっての挨拶といたします。8日間、大変御苦勞さまでございました。

○議長（大越勇一君） 発言が終わりました。

○議長（大越勇一君） お諮りいたします。

会議に付された事件はすべて終了したため、会議規則第7条の規定により、今定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認めます。

以上で今定例会の議事日程は全部終了しました。

これをもちまして、令和5年第2回利根町議会定例会を閉会いたします。

次回、令和5年第3回定例会は9月4日の開会を予定しております。

お疲れさまでした。

午前11時44分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 大 越 勇 一

署 名 議 員 佐 藤 眞 一

署 名 議 員 峯 山 典 明